（公印省略）　　　　　　　　　　**（案）**

事　務　連　絡
令和５年３月　日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

飯塚市長　片　峯　　誠
（高齢介護課認定係）

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いの終了について(通知)

標記の件について、厚生労働省老健局老人保健課からの通知に基づき、本市の対応について、下記のとおり決定いたしましたので通知いたします。

記

１．臨時的な取扱いの適用について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から､認定調査が困難な場合において、申出により要介護認定の有効期間について、従来の期間に 12 ヶ月を合算する臨時的な取扱い(いわゆるコロナ延長)を行ってきましたが、その適用については、**有効期間満了が令和５年６月 30 日までの被保険者**とします。

よって、有効期間満了が令和５年７月１日以降の被保険者については､通常通り認定調査を行い、更新認定を行うこととします。

２．添付資料

(1)「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の今後の取扱いについて」
（令和４年 10 月 13 日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

(2)「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」
（令和２年２月 18 日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

(3)「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて(その４)」
（令和２年４月７日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

「お問い合せ」
飯塚市福祉部 高齢介護課 認定係
TEL　0948-22-5500(内線 1137・1138・1139)
E-Mail　koureikaigo@city.iizuka.lg.jp